

■平成18年度 保育料一覧表

( )内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位:円		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割の額のみ	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割の額のある世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 30,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 30,000円以上 45,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 45,000円以上 64,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 64,000円以上100,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 100,000円以上160,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 160,000円以上220,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 220,000円以上408,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 408,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

保育料が決定しました

平成18年度の保育料を左表のとおり決定しました。保護者負担の軽減を図るため、次のような措置を行い、県内の他市と比べて低額な保育料となっております。

■保育料の軽減措置

○保育料の一部を市が負担  
国が定める保護者徴収金の一部を市が負担しています。  
平成17年度に市が負担した児童1人当たりの保育料は、年額7万4994円でした。

○第2子半額制度

一世帯で2人以上の児童が保育所に入所している場合、年齢の低い児童(保育料が高い児童)の保育料を半額としています。

○第3子以降無料制度

一世帯で3人以上の児童が保育所に入所している場合、第3子以降の保育料は、無料としています。

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課  
保育児童係(内線2332)

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受けている方は6月30日(金)までに「現況届」を提出してください。提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。

6月初旬に該当者へ現況届を送付します。届かなかった場合は、ご連絡ください。

■新規認定請求をされた方へ

4月の児童手当法改正によって、新規に認定請求手続きをされた方は、今回の現況届の提出は必要ありません。法改正に伴う新規認定請求の手続きをしていない方は、必ず9月30日(出)までに手続きをしてください。

法改正の詳しい内容は、広報5月号17ページに掲載しています。

■提出先

○市庁舎別館女性児童福祉課  
子育て支援係  
(内線2332)

○東予総合支所福祉課  
社会福祉係 (内線135)

○丹原総合支所福祉課  
社会福祉・援護係  
(内線212)

○小松総合支所福祉課  
社会福祉・援護係  
(内線125)

○小松総合支所福祉課  
社会福祉・援護係  
(内線125)

水道週間 6月1日~7日

安全とおいしさごくり 水道水

水質保全と節水に心がけよう

水質汚濁の主な原因は、生活排水だといわれています。河川などの水源が汚染されることは、水道水の浄水処理にかかる費用の増加につながります。

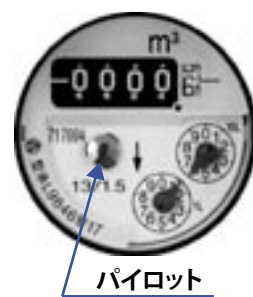


こうした無駄な費用を使わなくて済むように、油などを直接排水口に流さないようにしたり、風呂の残り湯を洗濯水として利用したりするなど、日ごろから水質保全や節水に心がけるようにしてください。

漏水チェックを忘れずに

家庭内の蛇口を全部閉めても水道メーターのパイロット(赤色もしくは銀色のコマ)が回っているときは、宅地内で漏水している可能性があります。

このような場合は、急いで市の指定給水装置工事業者に連絡をして、修理をしてください。



パイロット

お問い合わせ先

- 市庁舎本館水道業務課 水道料金係 内線2843
- 東予総合支所水道課 水道係 内線272
- 丹原総合支所水道課 水道係 内線217
- 小松総合支所水道課 水道係 内線512